

修学における「合理的配慮」のガイドライン

本学では、「静岡産業大学障害学生支援に関する基本方針」に基づき、障害のある学生が主体的に大学生活を送ることができるよう、合理的配慮の希望にしたがって修学支援を行います。

1 対象者

肢体不自由 聴覚障害 視覚障害 精神障害 発達障害 内部障害 など

2 合理的配慮

- ・「合理的配慮」は修学における社会的障壁を取り除き平等に教育を受ける環境調整のことです。
- ・「合理的配慮」は本人からの申請にもとづいて行われます。
- ・「合理的配慮」の申請は入学前及び在学期間に、修学支援室(仮称)に提出します。
- ・「合理的配慮」を受けるには、障害者手帳や医師の診断書などが基本的に必要となります。
- ・「合理的配慮」は、教育の目的・内容・評価の本質を損なわず、過度な負担とならない範囲で、個々の学生の障害の状態・特性に応じた配慮内容を提供するものです。
- ・「合理的配慮」が希望に沿わない場合は、建設的な意見交換により問題を改善するよう努力します。

3 修学における「合理的配慮」の具体例

【肢体不自由・内部障害】

- | | |
|-------------------|------------|
| ・移動が少ない教室や着席位置の配慮 | ・通院や服薬への配慮 |
| ・試験時間の延長 | ・別室試験 |

【精神障害・発達障害】

- | | |
|---------------|--------------|
| ・感覚過敏に対する環境調整 | ・スケジュールの事前伝達 |
| ・着席位置の配慮 | ・試験時間の延長 |

【聴覚障害】

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・着席位置の配慮 | ・資料の事前配布 |
| ・文字通訳や補聴援助システムの活用 | ・重要事項の板書や文書による伝達 |

【視覚障害】

- | | |
|-----------|-----------------|
| ・資料の拡大コピー | ・拡大鏡やガイドルーラーの使用 |
| ・着席位置の配慮 | ・試験時間の延長 |

4 紛争の防止、解決等に関する体制の整備

障害のある学生が不当な差別的取扱いを受けているとを考えた場合、また合理的配慮を含む支援の内容やその決定過程に対して不服がある場合は、修学支援室に不服申し立てをし、第三者的視点から紛争解決のための調整を行うこととする。なお、不服申し立ての窓口は、各キャンパス学生支援課とする。

その他、「合理的配慮」については、日本学生支援機構「合理的配慮ハンドブック」などを参考にしてください。

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/handbook/index.html